

泉南市総合交流拠点指定候補者選定委員会選定審査要領

泉南市総合交流拠点指定管理者の候補者（以下、「指定候補者」という。）の選定にあたっては、それぞれの専門的な分野から審査内容・評価項目にそって、各応募団体を比較検討し審査する。

1. 審査の方法

審査方法は、応募資格の適否審査と評価基準審査で行う。

最初に、応募資格の適否審査を行い、適となった者に対してさらに評価基準審査を行い、その結果により指定管理者の候補者を選定する。

(1) 応募資格の適否審査

応募資格の適否審査の方法は、応募資格の適・否を事務局にて審査し、全ての項目において適と判定された者についてのみ合格とし、否に該当する項目があるものについては、失格とする。その後、泉南市総合交流拠点指定候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）へ報告し、選定委員会にて承認を得る。

(2) 評価基準審査

・プレゼンテーション審査

応募資格の適否審査通過者を対象にプレゼンテーションによる審査を行う。

プレゼンテーションは、申請者の説明 30 分、選定委員からの質疑 20 分とし、プレゼンテーションの結果を踏まえて、選定委員が審査を行う。

・審査の基準

最適な候補者の選定は、指定候補者選定審査表（別紙 3）（以下、「審査表」という。）に掲げる選定基準に基づき総合的な審査を行い決定する。

・審査方法

各選定委員は、審査表の各項目について原則として 5 段階評価とし、次の評価に基づき各項目毎に採点する。（別紙 4：採点表）

表現	評価
良い	5 点
やや良い	4 点
普通	3 点
やや劣る	2 点
劣る	1 点

2.最適な候補者の選定

選定委員会は、プレゼンテーション審査の結果を踏まえた全ての選定委員の合計点数を総合計し、最も得点の高い者を指定管理者の候補者として決定する。

合計点数を総合計するにあたっては、各委員が採点した点数について、各項目の最高点と最低点を除いた合計得点とする。・・・①

なお、同じ最高点と最低点を付けた委員が複数いた時は、それぞれ 1 人分の点数を除く。・・・②

総合計点数の最も高い者が 2 者以上ある場合（同点の場合）は、重要性の高い審査項目の 3「施設の効用を最大限に発揮し、利用者のサービスの向上が図られるものであること」における点数の高い者を候補者とする。

3「施設の効用を最大限に発揮し、利用者のサービスの向上が図られるものであること」における点数が同点であった場合には、順に審査項目 4、5、6、1、2、7 における点数の高い者を候補者とする。

但し、審査の結果、指定候補者として適当な団体がなかったときは、候補者を指定しないことがある。

(1) 候補者を指定しない場合

審査の結果、指定候補者として適当な団体がなかったときとは、上記 2 の①、②の前段階の合計得点から、審査項目 7 の提案額の点数を除いた合計点が最低基準点に達しない応募者は失格とする。最低基準点は、(100 点×委員数) の 60%とします。

3.適用

この要領の適用は、令和 7 年 10 月 17 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間の泉南市総合交流拠点の指定管理者が決定するまでとする。